

BTMU

CHINA WEEKLY

EXPERT VIEW: 中国からの対価の回収

内的、外的な経営環境の変化

中国ビジネスも年数を重ねた結果、現地スタッフが幹部となり中国子会社の自立の時期に来ている会社も多くなってきました。従業員のやる気を引き出すためにも本社の派遣社員を敢えて減らし、或いは日本人といえども現地採用に切替える方針の企業もあります。

子会社の自立により、本社と子会社はお互いが対等の立場でビジネスの関係を構築することとなり、双方は払うべきもの、貰うべきものを妥協することなく主張しあうようになるでしょう。また、中国の税法のみならず、昨今の外為法、経済法制度の改正の早さには驚かされます。従来は送金規制等により中国法人が払いたくとも払えない、負担できないと言っていた理屈が通らなくなってきました。日中税務当局の交流、情報交換も活発になる傾向から、**相応の対価、応分の負担**を心がける必要が出てきています。

以下に、中国から回収すべき各種対価を列挙しました。実際にはこれらのコンビネーションにより、時期をみながら必要な対価を回収することになります。

1. 現金配当

現地法人の発展 (= 現地法人での利益留保) と株主への配当還元 (= 現金配当) のバランスを考慮して配当水準を決定する必要があります。中国では、資本金の 50% となるまで積立てが義務付けられる利益準備金及び、金額は董事会の決議に委ねられるものの引当が強制される従業員奨励福利積立金を控除した残額が配当可能利益となります。2008 年度より、中国から送金される配当に対しては 10% の源泉所得税が中国国内法の改定により生じることとなりますが、2007 年度の利益配当であれば、旧法が適用されて源泉所得税がかからないという説もあります。

2. 技術使用料

技術使用契約について以前は認可制だったものが現在届出制になっていますが、契約登録時における料率水準を窓口で規制される (実質的な許可制) ことも地域によってあります。技術の内容如何では、送金時に源泉される営業税 (送金額の 5%) が免税される可能性もあり、また使用料率水準が移転價格的に妥当な水準か否か及び対象取引の範囲は十分に検討する必要があります。

3. 技術指導料

一人日あたり単価或いは月次、年次の固定金額の設定方法が一般的ですが、その決定にあたり派遣員の直接費のみか間接費も含むか範囲を明確にし、また前述の技術使用料と重複しないように注意する必要があります。恒久的施設 (PE) 認定の問題が常につきまとう行為であり、PE の有無が中国での源泉徴収納税額に影響を与えると同時に、日本での外税控除のとり方も変わってきます。また、PE に帰属する短期派遣者の個人所得税課税問題が喧しくなっています。個々人では歴年で 183 日を超えていないものの、PE に帰属するとして当該個人の給与を中国の PE が負担したと擬制して、短期滞在者の免税規定の条件を満たしていない = 中国での納税義務有、とするものです。

4. 出向者差額補填給与の付替え

給与較差補填として日本での損金算入が認められるものの、現地法人の損益状況等を鑑みて海外寄付金と認定される事例も多く見られます。また、法人間付替えの送金制限を受けることもしばしばあり、送金方法に悩まされる項目です。

5. 海外販売活動費

いわゆる販売コミッションですが、中国内販売取引に対する本社へのコミッション支払を認めないとする地域もありますので、対象取引の設定と料率に配慮が必要です。送金の便宜上、源泉方式により納税することも多いのですが、出張者による中国での販売支援活動がない限り、本来的には海外経費であり、免税とされるべきものです。一方で、日本本社の中国子会社に対する販売支援活動に何ら対価が支払われないとなれば、日本における寄付金認定のリスクが高まります。

6. 立替実費の付替え

中国現地法人社員の日本研修費用、広告費、保険料、監査・コンサルティング費用、ハンドキャリー品代等がありますが、免税認可を取得できず、便宜上源泉税を支払い、送金目的を達成することもあります。現法立上げ時の開業費については本社名義の臨時口座を開設して支払います。逆に、中国現地法人が日本からの出張社員の出張費用を立て替え、後日現地法人が日本から立て替え費用を受取ることは、外為法上、原則禁止されています。

7. 本社での子会社支援活動費

企業グループ内役務提供サービス(IGS)であり、日本本社の移転価格調査の重点ポイントでもあります。本社が中国子会社のために行う経営・財務・業務・事務管理上の役務の提供、たとえば、(イ)企画又は調整、(ロ)予算の作成又は管理、(ハ)製造、購買、物流又はマーケティングに係る支援、などは有償性のある取引の代表例であり、対価を徴収すべきとされます。支払い側である中国子会社では、このIGS費用が間接請求法(複数の関連会社に同一サービスを提供する場合に、一定の基準を以って当該IGS費用を割振る場合)に基づくものであれば、関連会社に支払う管理費であると判断されやすく、損金不算入となる不都合が生じます。直接請求法(提供されるサービスが特定の関連会社に紐付けできる場合)であれば、海外経費として、理論上は送金が可能であるはずですが、便宜的に中国での役務提供とみなされ、国外送金に際して、本来は支払い不要である営業税、企業所得税の源泉徴収を要求されることもあります。

8. 無形資産の譲渡

技術使用料ではなく、これまで日本本社で培われてきた技術の所有権を有償で譲渡するのであれば、無形資産の価値評価が必要です。当該技術が生み出す将来の収益を現在価値に引きなおすインカムアプローチ、経済的価値を生み出すに至るまでに必要なコスト(研究開発費、広告宣伝費、人件費等)に適切なマークアップを加えるコストアプローチ、が代表的な算定方法です。無形資産の譲渡人である日本法人が、譲渡価格に対して5%の営業税及び10%の企業所得税の納税を中国において行います。

9. 受託研究開発費

本社研究開発部門が現地法人の委託を受けて研究開発する場合は、中国現地法人からの対価の支払を受けませんが、開発の成果および所有権は中国子会社に帰属することになります。中国側での契約の登録手続きが必要で、対価の妥当性(コストアプローチにおける集計計算の正確性、プロジェクトが複数ある場合の切り分け計算、マークアップの水準など)に加え、成果物の登記などの事務手続きが必要です。

10. 親子ローン

本社による資金貸与では、金利、保証料の水準が妥当か否かの理論的課題だけでなく、総投資額と資本金の差額として算出される借入枠内での金銭貸借であること、外債登記をすること等の中国特有の実務的課題があります。

11. 有形資産の売買

投資回収といえるかは微妙ですが、本社が子会社に有償で支給する原料費、子会社から購入する製品への利益の賦課の程度によって、本社への利益還流が一定程度調整できるという意味で、あえて項目としてあげてみました。

これまでは、最後にあげた有形資産の売買(通関を通す「貿易取引」)以外の、非貿易取引における制限が多かったために、有形資産の売買価格を過度に調整することにより本社への利益還元を図ってきた会社も多かったのですが、日中ともに移転価格調査が厳格となる一方で非貿易取引の制限が緩和の傾向にある現状においては、ここで実態にあわせた対価の回収をプランニングしていく必要があります。

NERA エコノミックコンサルティング
中国総代表 鈴木康伸(公認会計士)

CHINA WEEKLY

WEEKLY DIGEST

【経済】

2007年 主要経済指標 / GDP 成長率 11.4%:

国家統計局は24日、2007年の主要経済指標を発表。国内総生産(GDP)の実質成長率は前年比11.4%増と前年を0.3ポイント上回り、5年連続の二桁成長となった。CPIは、国内の豚肉価格高騰、世界的な原油・食糧高の影響で、年初目標の3%を大きく上回る4.8%増。固定資産投資は不動産開発投資の急増を受けて24.8%増となった。同局は、2007年の中国経済の問題点として、景気過熱、インフレ懸念、構造的矛盾を指摘する一方、昨年後半以降、急速な経済成長が徐々に抑制されつつある点にも言及。昨年12月に開催された中央経済工作会議でも明らかにされた通り、2008年は物価安定、経済構造調整を軸に、穏健な財政政策と引き締めめの金融政策が執られるとしている。

< 2007年の主要経済指標 >

項目	金額	2007年	前年比
国内総生産(GDP)	億元	246,619	11.4%
工業生産(付加価値ベース)*	億元	-	18.5%
固定資産投資	億元	137,239	24.8%
社会消費財小売総額	億元	89,210	16.8%
輸出	億米ドル	12,180	25.7%
輸入	億米ドル	9,558	20.8%
貿易収支	億米ドル	2,622	47.7%
対内直接投資(実行ベース)	億米ドル	748	13.6%
消費者物価上昇率(CPI)	億元	-	4.8%
原材料・燃料・動力購入価格	億元	-	4.4%
工業品出荷価格	億元	-	3.1%
70大中都市不動産販売価格	億元	-	7.6%
一人当たり可処分所得(都市)	元(前年比%: 実質ベース)	13,786	12.2%
一人当たり純収入(農村)	元(前年比%: 実質ベース)	4,140	9.5%
外貨準備高(12月末)	億米ドル	15,282	43.3%

*: 独立会計の国有企業と年間販売額500万元以上の非国有企業を対象
(出所: 国家統計局等の公表データ)

【貿易・投資】

国家発展改革委員会 高エネルギー消費型企業に電力供給制限: 国家発展改革委員会は16日付で、石炭・電力の生産・供給に関する緊急通知を発表した。電力不足の深刻化に対応するもの。今月10日以来、中国の中・南部は大規模な寒波や大雪に見舞われ、電力需要が急増する一方、大雪による発電用石炭輸送の遅れや石炭採掘企業の整理整頓による石炭供給減などが加わり、多数の都市で電力が逼迫状態となっている。これを受けて当局は電力会社や地方政府等に対し供給保障を促すと同時に、需要面でピーク時の使用控えの誘導や高エネルギー消費型、汚染型企業への供給制限等を実施するとしている。

【金融・為替】

QDII 投資先をシンガポールに拡大: 中国銀行業監督管理委員会は23日、QDII(適格国内機関投資家)である金融機関に対し、シンガポール株式市場での投資を認めることについて、シンガポール金融管理局との間で覚書に調印した。QDIIの投資先として、既に香港、英国が開放されているが、今後更に、日本、ドイツ、米国と同様の交渉を行っていくことも明らかにした。

中国資本市場 商品拡大、システム整備が課題: 中国証券監督管理委員会は24日、「中国資本市場発展報告」を発表した。2007年末時点で上海、深セン両株式市場の時価総額は32兆7千億元に達し、新興国の中で最大規模となったものの、企業の資金調達における直接金融の割合は未だに低く、直接金融の中でも株式に比べ債券発行の規模が小さいことを挙げ、今後の資本市場の発展の為には、金融商品の多様化や市場システムの改善が必要と指摘している。

人民元の動き

日付	Open	Range	Close	JPY		HKD		EUR		金利 (1wk)	上海A株 指数		
				前日比	Close	前日比	Close	前日比	Close		前日比	前日比	
2008.01.21	7.2490	7.2360~7.2510	7.2365	-0.0053	6.8160	0.0521	0.9264	-0.0014	10.5201	-0.0344	2.7200	5157.45	-279.4300
2008.01.22	7.2460	7.2335~7.2500	7.2392	0.0027	6.8365	0.0205	0.9264	-0.0001	10.4580	-0.0621	4.0000	4785.74	-371.7100
2008.01.23	7.2313	7.2309~7.2371	7.2320	-0.0072	6.7924	-0.0441	0.9265	0.0001	10.5739	0.1159	5.0000	4936.00	150.2600
2008.01.24	7.2260	7.2200~7.2295	7.2288	-0.0032	6.7940	0.0016	0.9250	-0.0015	10.5682	-0.0057	5.2000	4951.35	15.3500
2008.01.25	7.2076	7.2055~7.2129	7.2102	-0.0186	6.6957	-0.0983	0.9233	-0.0018	10.6252	0.0570	3.5300	4997.67	46.3200

RMB レビュー&アウトトラック

今週の人民元は先週末比小幅反落となる7.2490でオープン。週初より根強い国内実需筋の人民元需要に絡じて強含む動きとなるも、7.23台では高値警戒感熾り一旦上値の重い展開となった。しかしながら24日に中銀公表値が為替制度変更後初めて7.2300を越え、7.2293に設定されると人民元は上昇ペースが加速。週末の25日には、当局者からのインフレ抑制の為の人民元上昇容認発言もサポート材料となり、7.2100を越え上昇し為替制度変更後の高値を更新。7.2102の高値水準にて越週となった。今週24日に発表となった2007年のGDP伸び率は前年比+11.4%と2006年の同+11.1%を上回り1994年以来の高成長となった。一方で2007年第4四半期のGDPは前年同期比+11.2%と同第3四半期の同+11.5%からは若干伸び率は鈍化させた結果となっており、当局による引き締め策は一定の効果を示しているといえるだろう。一方で原料価格の高騰もあり生産者物価指数は上昇を続けており、当面金融引き締め策は継続されることが予想される。今週の上昇で心理的節目となる7.2000が目前に迫り、来週は7.2000上抜けを試しつつ一段の人民元高進行を予想する。

(市場営業部 為替営業推進グループ グローバル営業ライン)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいませ。宜しくお願ひ申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。